

水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集の実施結果について

平成 25 年 2 月 6 日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

(2) 意見募集期間

平成 24 年 9 月 21 日（金）～ 平成 24 年 10 月 22 日（月）

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数 : 1 通（1 件）

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

(別紙)

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	今回提示された水濁基準値案は妥当と思われる。	御意見ありがとうございます。

水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集の実施結果について

平成 2 5 年 3 月 1 8 日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1．意見募集の概要

（ 1 ）意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表

（ 2 ）意見募集期間

平成 2 4 年 1 1 月 1 6 日（金）～ 平成 2 4 年 1 2 月 1 7 日（月）

（ 3 ）意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

（ 4 ）意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

2．意見募集の実施結果

（ 1 ）意見提出件数　：　1 通（ 2 件）

（ 2 ）提出された御意見と御意見に対する考え方　：　別紙の通り

(別紙)

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	今回提示された水濁基準値案は妥当と思われる。	御意見ありがとうございます。
2	水中光分解性の半減期の短い化学物質については、分解物の化学的性状及び生態毒性のデータ開示の下、総合的な判断があっても良いのではないかと。	御意見ありがとうございます。 分解物の化学的性状については、食品安全委員会の農薬評価書にその概要が記載されており、それらを踏まえてADI（許容一日摂取量）が設定され、そのADIに基づき水質汚濁に係る農薬登録保留基準を設定しています。また、生態毒性については、農薬の生態系への影響を未然に防止する観点から、現在、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定の際に、リスク評価を行っています。